

佐倉市武家屋敷の管理及び運営に関する規則の改正について

1 背景

これまで武家屋敷においては、市民団体等による展示や実演を行うことができませんでした。しかし、このような一定の需要が武家屋敷においても見込まれるため、施設を使用していただくための規定を追加する必要があり、佐倉市武家屋敷の設置及び管理に関する条例の一部を改正しました。この条例の改正に伴い、規則の改正も必要となりました。

2 内容

「武家屋敷の設置及び管理に関する条例」の一部改正に伴う必要な規定の整備を行います。

① 使用時間

条例第 5 条第 1 項の規定により施設の使用のために承認された時間には、準備及び原状回復に要する時間を含みます。

② 使用申請

使用月の 6 月前から 3 日前まで申請することができます。

③ 使用承認

使用の承認は、申請の順位により行い、申請が同時に行われたときは、協議または抽選により順位を決めます。

4 施行の日について

平成 30 年 4 月 1 日から施行することとし、武家屋敷に係る使用の承認その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができます。

5 政策内容

この改正を行い、幅広い需要に応えることで、教育及び文化の向上に資することができます。